

告 示

埼玉県告示第千百七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―四一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下富字森ノ際千三百四十八番一、千三百四十九番一、千三百四十九番二、千三百五十番一、千三百五十番二、千三百五十三番、千三百五十四番一、千三百五十四番二、千三百五十五番二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七十七・六五立方メートル